



港区国際化推進プラン

Minato City Internationalization Master Plan

港区国際化推進計画

미나토구 국제화 추진 계획

令和 5(2023)年度改定版

令和 3(2021)年度～令和 8(2026)年度

FY2021-FY2026



令和 6(2024)年 3月

港区



多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる
成熟した「国際都市・港区」

～多文化共生社会の実現に向けた外国人の地域参画と協働の推進～

港区長

武井 雅昭

ご挨拶

令和5（2023）年10月現在、港区には、区の総人口の約7.9%にあたる約2万1千人の外国人が住み、その国籍は約130か国に及びます。また、区内には、駐日大使館の半数以上に当たる81の大使館が立地し、外資系企業やインターナショナルスクール、国際的な機関等が数多く存在します。こうした国際性豊かな地域特性は、他にはない港区の魅力の1つです。

区はこれまで、多様な文化を尊重した共生社会を実現するため、「港区国際化推進プラン」（以下「本プラン」といいます。）において、港区に住み、働き、訪れる多くの外国人の快適な日常生活の実現や安全・安心の確保に取り組んでまいりました。

アフターコロナの社会に向けて、大きく変化している社会経済情勢に的確に対応していくために、区を取り巻く状況をふまえながら、港区国際化に関する実態調査結果、各種会議におけるご意見などをもとに課題を整理し、このたび、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする本プランを改定しました。

令和5（2023）年3月の港区人口推計では、令和8（2026）年以降は日本人人口より外国人人口の伸び率が高くなり、区内で生活する外国人数も今後増加していくと見込まれています。こうした背景を踏まえ、本プランでは、「国際都市・港区」として、「やさしい日本語」をはじめとした多言語による情報発信などを通じ、港区ならではの満足度の高い行政サービスをより一層充実させ、国籍の異なる人々が互いに文化的違いを認め合い、相互理解を深めながら、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会の実現」をめざします。

今後も、区は、本プランの各施策を着実に実施し、港区の国際化を一層推進することにより、多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる成熟した「国際都市・港区」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

本プランの改定にあたり、港区国際化推進アドバイザー会議やパブリックコメントにおいて、皆様から貴重なご意見を多数いただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

Contents

第1章 プランの改定にあたって 5

- 1. プランの概要 6
 - (1) プラン改定の背景と目的 6
 - (2) これまでの経緯 6
- 2. プランの位置付け 7
- 3. みなとタウンフォーラムの提言..... 7
- 4. 計画期間 8
- 5. 計画における SDGs の取組 8

第2章 港区を取り巻く現状と課題 9

- 1. 港区の現状 10
 - (1) 港区在住外国人の状況 10
 - (2) 国籍別外国人数の状況 11
 - (3) 居住地区別外国人の状況 12
 - (4) 在留資格別人数及び割合 12
 - (5) 大使館数 13
 - (6) 外資系企業数 13
 - (7) 区立学校の状況 14
- 2. 国や東京都の動向 15
 - (1) 国の動向（「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」） 15
 - (2) 東京都の動向（「国際都市戦略プロジェクト」推進方針の策定） 15
- 3. 外国人の実態 16
 - (1) 調査の概要 16

(2) 主なポイント	16
4. 現状の課題のまとめ	20
第3章 プランにおける取組	23
1. めざす姿	24
2. 施策の体系	25
施策1 外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信	26
施策2 日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進 ...	30
施策3 多様な主体との連携による国際力の強化	34
第4章 プランの推進に向けて	37
推進体制の整備	38
資料編	39
1. プラン改定経過	40
2. 港区国際化推進アドバイザー会議.....	41
3. 港区国際化推進アドバイザー会議 委員名簿.....	43
4. 港区国際力強化推進委員会	44
5. 港区外国人居住者分布図	46
(1) 港区外国人居住者分布図（合計）	46
(2) 港区外国人居住者分布図（割合）	47
(3) 港区内に大使館を設置する国の分布図	48
6. 港区内大使館一覧	50
7. 関連計画等一覧	52

第1章

プランの改定にあたって

1. プランの概要
2. プランの位置付け
3. みなとタウンフォーラムの提言
4. 計画期間
5. 計画における SDGs の取組



1. プランの概要

(1) プラン改定の背景と目的

令和5（2023）年10月1日現在、港区には、区の総人口の約7.9%に当たる21,080人、約130カ国の外国人が在住しており、2023年3月の港区人口推計では、2025年までは日本人人口の伸び率が外国人人口より高いですが、2026年以降は外国人人口の伸び率の方が高くなるとされています。また、国内に157か所ある駐日大使館のうち半数以上に当たる81の大使館や外資系企業も集積し、国際性豊かな経済活動・情報発信の拠点となっています。

空の玄関口である羽田空港との直結や、東京港、新幹線など交通ネットワークの要であるとともに、観光やビジネスで国内外から訪れる人々を受け入れるホテル、旅館の客室数は東京都内で最多を誇ります。このようなことから、港区は、成熟した「国際都市」を実現する潜在力を持つ、日本屈指の都市といえます。

国は、令和4（2022）年6月に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定し、外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョン（「安全・安心な社会」、「多様性に富んだ活力ある社会」、「個人の尊重と人権を尊重した社会」）を示しました。また、その実現のために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示しています。東京都は、長期計画「『未来の東京』戦略」の推進プロジェクトの一つに「国際都市戦略プロジェクト（戦略20）」が位置付けられていることを踏まえ、令和4（2022）年6月に「国際都市戦略プロジェクト」推進方針を策定しました。同プロジェクトでは、国際展開力を高めるための取組の全体像に「外国人が快適に暮らし働ける環境整備」と「グローバル化に対応した人材の育成と教育の充実」等を掲げており、世界で活躍する人を育てるとともに、多様な人々が暮らしやすい都市形成を目指しています。

区のアフターコロナに向けたまちづくりや国・東京都の動向などを踏まえて、「港区国際化推進プラン」を改定します。

(2) これまでの経緯

ア 専管組織の設置

区は、平成20（2008）年度に、国際化推進の専管組織として国際化推進担当を設置し、平成27（2015）年度から組織名を「国際化推進係」に変更しました。

イ 港区国際化推進プランの策定及び改定

区は、平成22（2010）年度に本プランを初めて策定し、区の最上位計画である「港区基本計画」の策定・改定に併せて、おおむね3年ごとに見直しを行っています。

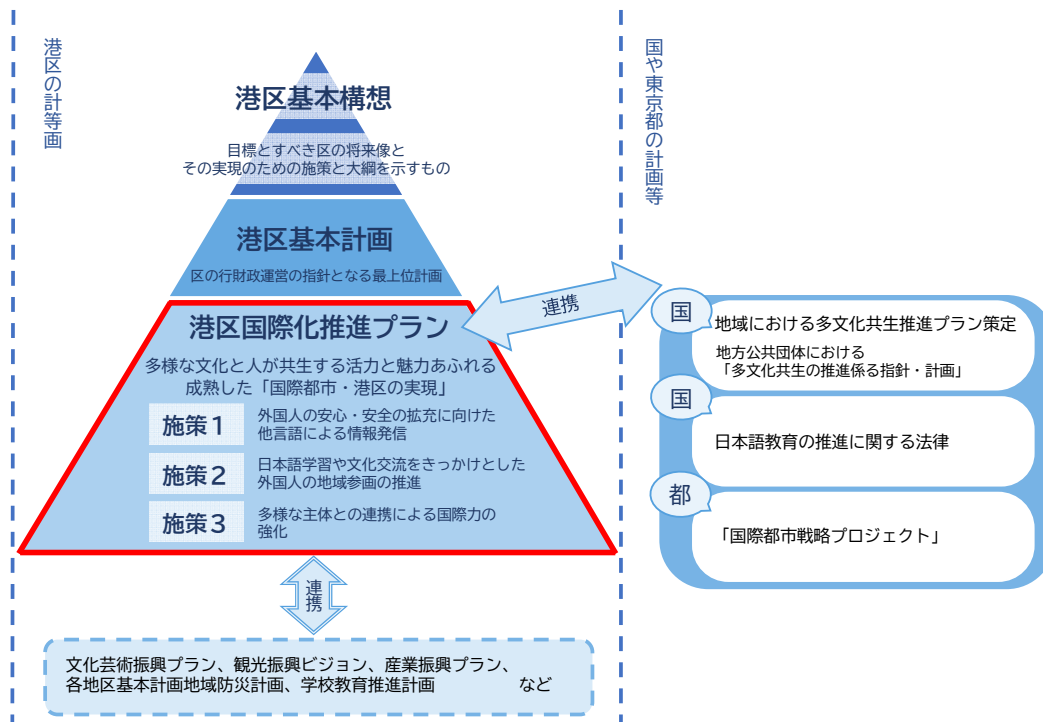


2. プランの位置付け

本プランは、「港区基本計画」の分野別計画「Ⅱ にぎわうまち（コミュニティ・産業）」における「地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる」の中の「(10) 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる」に取り組むに当たり、具体的な道筋を示す個別計画として改定するものです。

上位計画である「港区基本計画」を基に、他の個別計画と連携した計画として改定します。

「港区基本計画」の体系と本プランの体系



3. みなとタウンフォーラムの提言

みなとタウンフォーラムの国際化分野では、「外国人へのサポートの充実」がテーマとして設定されました。理由としては、多民族化する社会の中で、文化・習慣・宗教の違いによる価値観の相違や行政サービスに対する言葉の壁、またこれにより生じる孤立化・孤独化が課題として挙げられたためです。課題解決に向けて、以下の取組が提言されました。

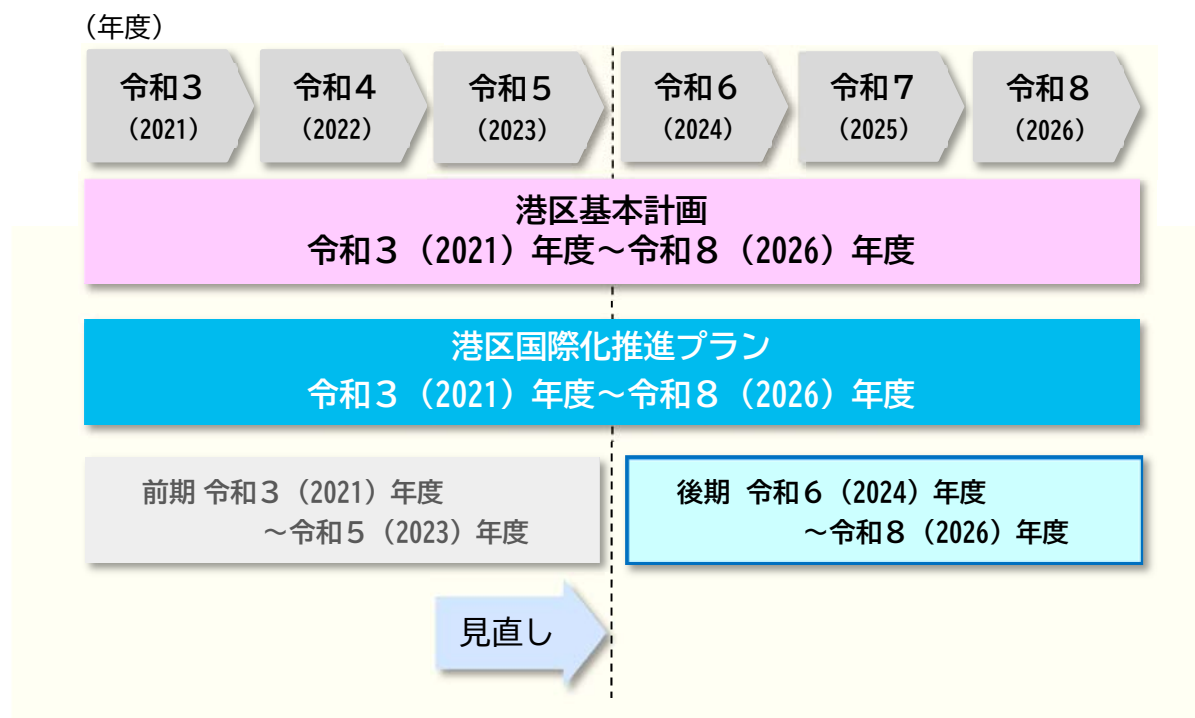
外国人へのサポートの充実

- ・ デジタルを活用した言葉の支援
- ・ 「やさしい日本語」の浸透
- ・ お互いの言語に興味を持てる環境づくり
- ・ 外国人が容易に情報収集できるサービスの提供
- ・ 様々な特性を持った外国人の居場所づくり



4. 計画期間

本プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年とし、中間年に当たる令和5（2023）年度において、本プランの改定を行います。また、「港区基本計画」の改定や社会情勢等の変化を踏まえながら、適宜見直しを行います。



5. 計画における SDGs の取組

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標を指します。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を基本理念としています。

採択から8年が経過した現在において、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指すSDGsが果たす役割はますます大きくなっています。このような現状を受け、本計画においてもSDGsのゴール達成を意識しながら取組を推進していきます。



(参考) SDGs と本計画の関わりについて

目標3：すべての人に健康と福祉を

目標4：質の高い教育をみんなに

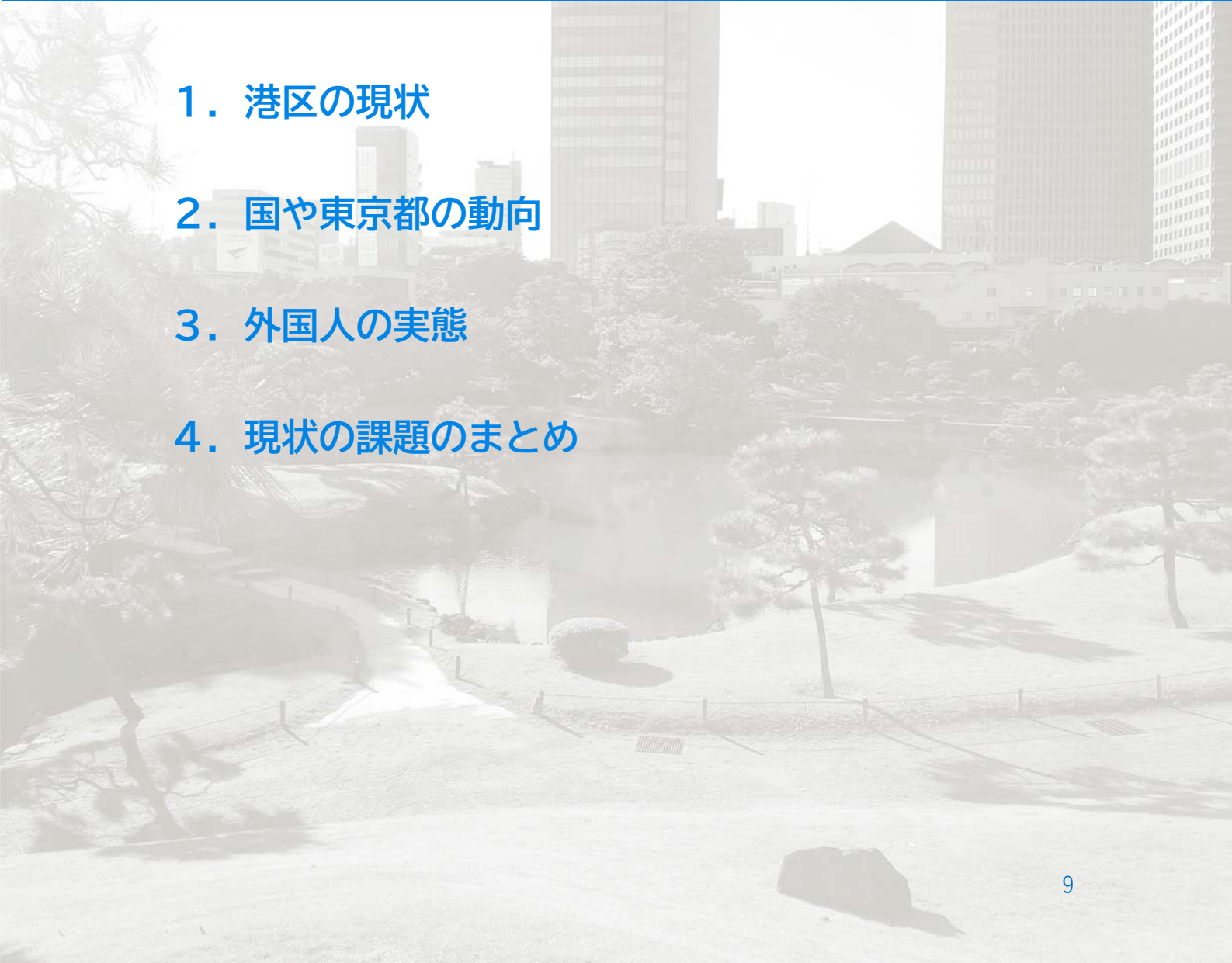
目標10：人や国の不平等をなくそう

目標16：平和と公正をすべての人に

目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

第2章

港区を取り巻く現状と課題

- 
1. 港区の現状
 2. 国や東京都の動向
 3. 外国人の実態
 4. 現状の課題のまとめ

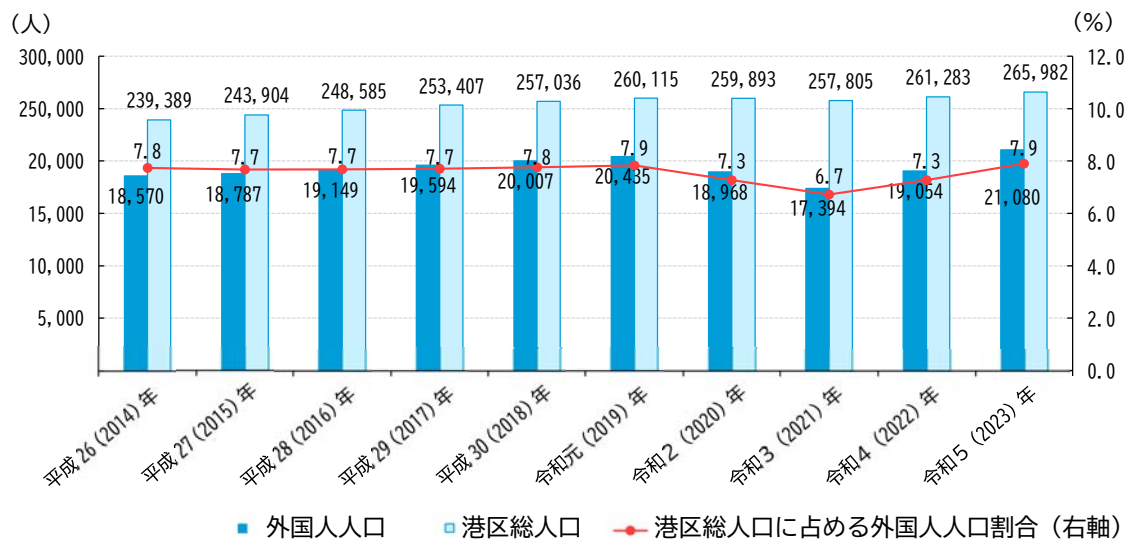


1. 港区の現状

(1) 港区在住外国人の状況

港区には、令和5（2023）年10月1日現在、21,080人、約130カ国の外国人が在住しています。また、港区総人口265,982人に占める外国人数の割合は約7.9%です。

◆外国人数及び構成比の推移＜港区＞ ＜令和5年10月1日現在＞



出典：「各月1日現在の各総合支所管内別の人口・世帯数」（港区）

◆外国人数の状況＜東京都＞ ＜令和5（2023）年1月1日現在＞

	新宿区	豊島区	荒川区	台東区	港区	その他18区・市・郡・島	合計
総人口	346,279	288,704	216,814	207,479	261,615	12,520,774	13,841,665
外国人数	40,279	28,933	19,134	16,026	19,339	457,401	581,112
総人口に対する外国人数の割合	11.6%	10.0%	8.8%	7.7%	7.4%	3.7%	4.2%
東京都の総外国人数に対する各自治体の外国人数の割合	6.9%	5.0%	3.3%	2.8%	3.3%	78.7%	100.0%

出典：「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（東京都）

※本章のグラフや表の比率は小数第二位を四捨五入しているため、100%にならない場合があります。次頁以降のグラフや表についても同様です。

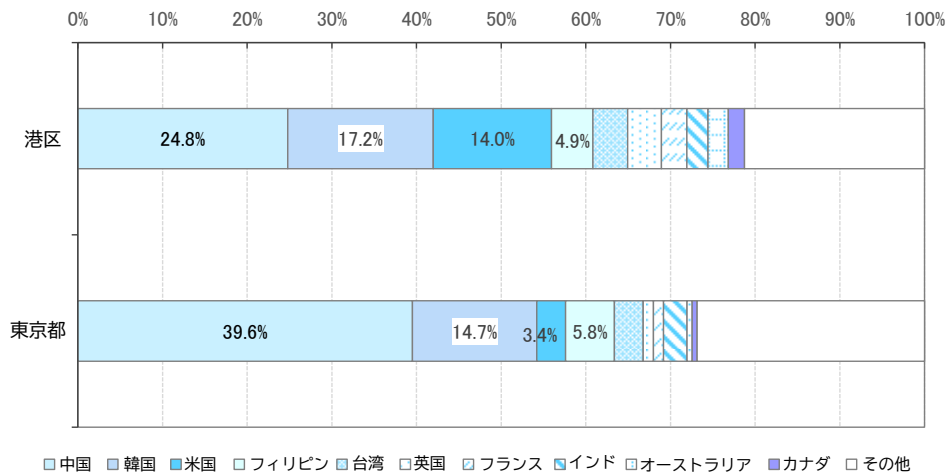


(2)国籍別外国人数の状況

港区の外国人口における国籍の割合は、中国が最も多く 24.8%を占め、次いで韓国が 17.2%、米国が 14.0%となっています。

都内の他の自治体に比べてアメリカ、イギリス及びフランスといった欧米の割合が高い傾向にあることが港区の特徴である一方、近年、中国人の割合がやや高まっています。

◆ 国籍別外国人数の状況＜港区及び東京都＞ ＜令和 5（2023）年 1 月 1 日現在＞



出典：「区市町村、国籍・地域別外国人口」（東京都）

◆ 国籍別外国人数の状況＜港区＞ ＜令和 5（2023）年 1 月 1 日現在＞

	中国	韓国	米国	フィリピン	台湾	英国
外国人数	4,794	3,322	2,709	954	787	764
港区の総外国人数に対する割合	24.8%	17.2%	14.0%	4.9%	4.1%	4.0%
（参考）前回計画時	21.6%	17.4%	14.9%	5.2%	—	4.1%
	フランス	インド	オーストラリア	カナダ	その他	合計
外国人数	583	477	464	362	4,123	19,339
港区の総外国人数に対する割合	3.0%	2.5%	2.4%	1.9%	21.3%	100.0%
（参考）前回計画時	3.4%	3.1%	2.8%	1.9%	23.8%	100.0%

◆ 国籍別外国人数の状況＜東京都＞ ＜令和 5（2023）年 1 月 1 日現在＞

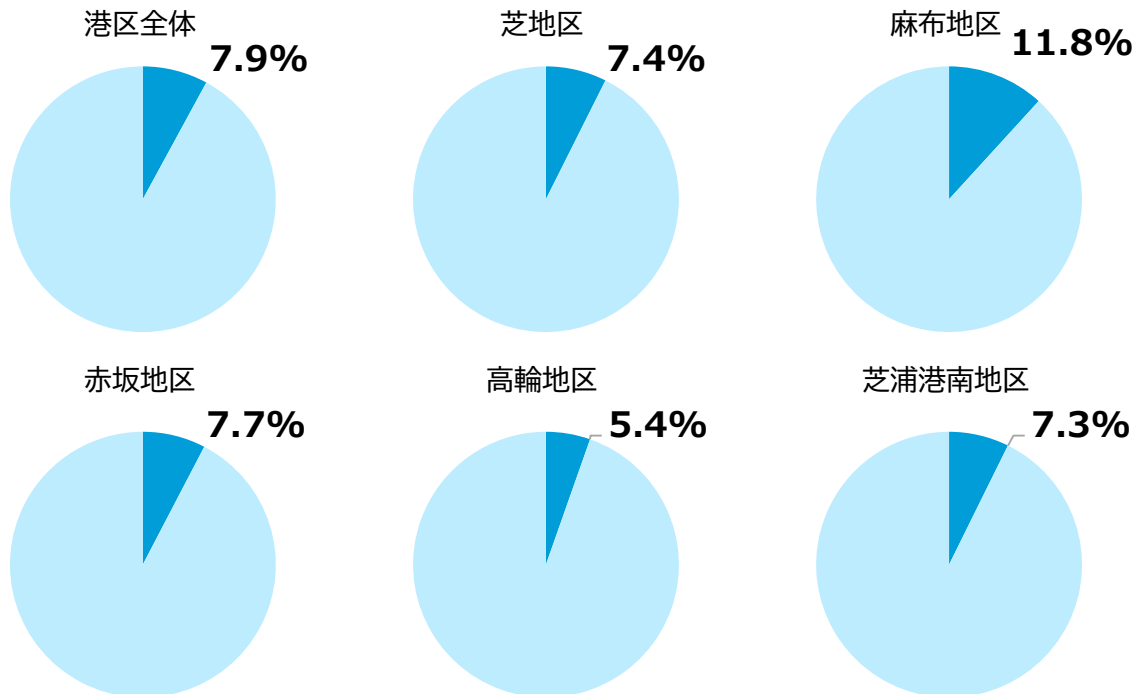
	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ネパール	米国
外国人数	230,294	85,595	37,055	33,817	28,325	19,575
東京都の総外国人数に対する割合	39.6%	14.7%	6.4%	5.8%	4.9%	3.4%
	台湾	インド	ミャンマー	タイ	その他	合計
外国人数	19,522	15,996	13,884	8,084	88,965	581,112
東京都の総外国人数に対する割合	3.4%	2.8%	2.4%	1.4%	15.2%	100.0%

出典：「区市町村、国籍・地域別外国人口」（東京都）



(3) 居住地区別外国人の状況

令和5（2023）年10月1日現在、麻布地区に居住する外国人が最も多く、各地区の総人口に占める外国人の割合も麻布地区が最も多くなっています。



出典：「各月1日現在の各総合支所管内別の人口・世帯数」（港区）

(4) 在留資格別人数及び割合

令和4（2022）年12月現在、在留資格別割合は、「永住者（30.8%）」の割合が最も高く、次いで「家族滞在（15.5%）」、「技術・人文知識・国際業務（15.2%）」となっています。また、「経営・管理（4.6%）」や「高度専門職（4.4%）」が国や東京都に比べて高いことが特徴的です。

	港区		国 (%)	東京都 (%)
	人口 (人)	割合 (%)		
永住者	6,289	30.8	28.1	28.9
家族滞在	3,164	15.5	10.1	15.5
技術・人文知識・国際業務	3,109	15.2	7.4	10.2
特別永住者	1,116	5.5	9.4	6.7
日本人の配偶者等	1,067	5.2	4.7	4.5
経営・管理	930	4.6	1.0	1.7
高度専門職	908	4.4	0.6	1.7
留学	888	4.4	9.8	15.9
特定活動	710	3.5	2.7	2.9
定住者	667	3.3	6.7	3.7
その他	1,564	7.7	—	—

出典：「市町村別 在留資格別 在留外国人」（出入国在留管理庁）



(5) 大使館数

港区には、令和5（2023）年12月1日現在、81の大使館が立地しており、全国に設置される大使館157か所のうち半数以上が区内に立地しています。

なお、麻布地区が最も多く、全体の半数以上を占めています。

◆地区別大使館数の状況 <令和5（2023）年12月1日現在>

	芝地区	麻布地区	赤坂地区	高輪地区	芝浦港南地区	合計
大使館数	14	45	14	8	0	81
割合	17.3%	55.5%	17.3%	9.9%	0.0%	100.0%

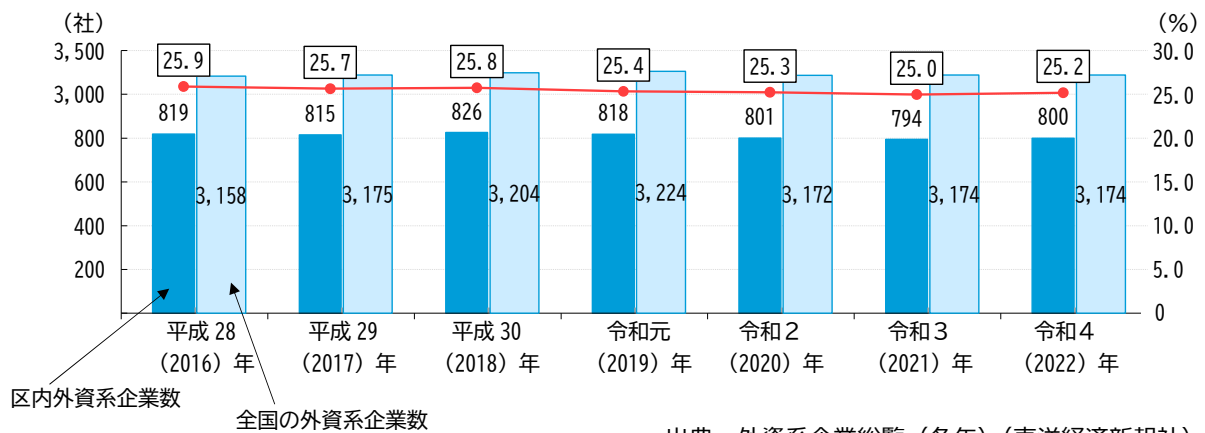
◆国別大使館数の状況 <令和5（2023）年12月1日現在>

	アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	合計
大使館数	9	6	2	14	31	7	12	81
割合	11.1%	7.4%	2.5%	17.3%	38.3%	8.6%	14.8%	100.0%

出典：港区内大使館一覧（港区）

(6) 外資系企業数

港区は、全国の外資系企業の約1/4が集積しており、近年では800社程度で推移しています。

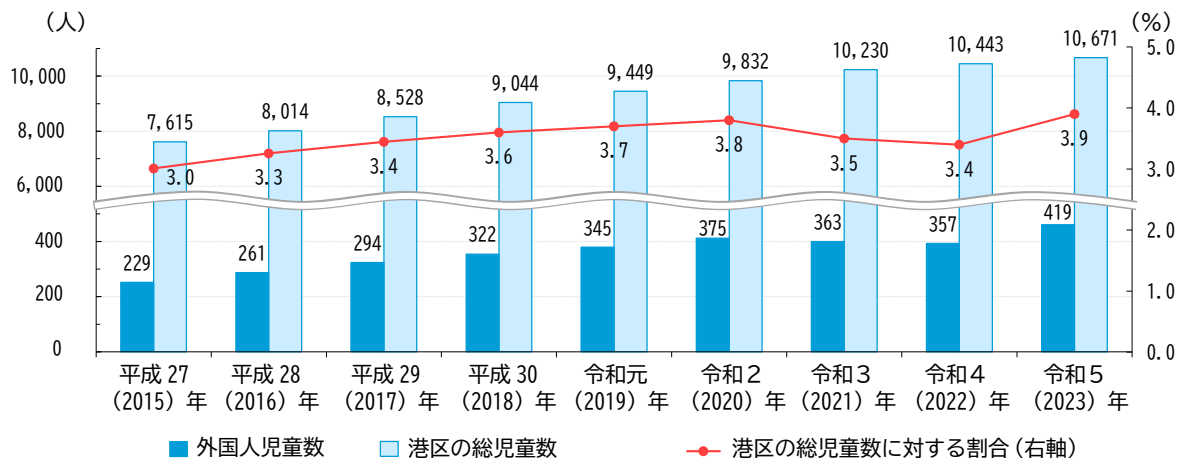




(7) 区立学校の状況

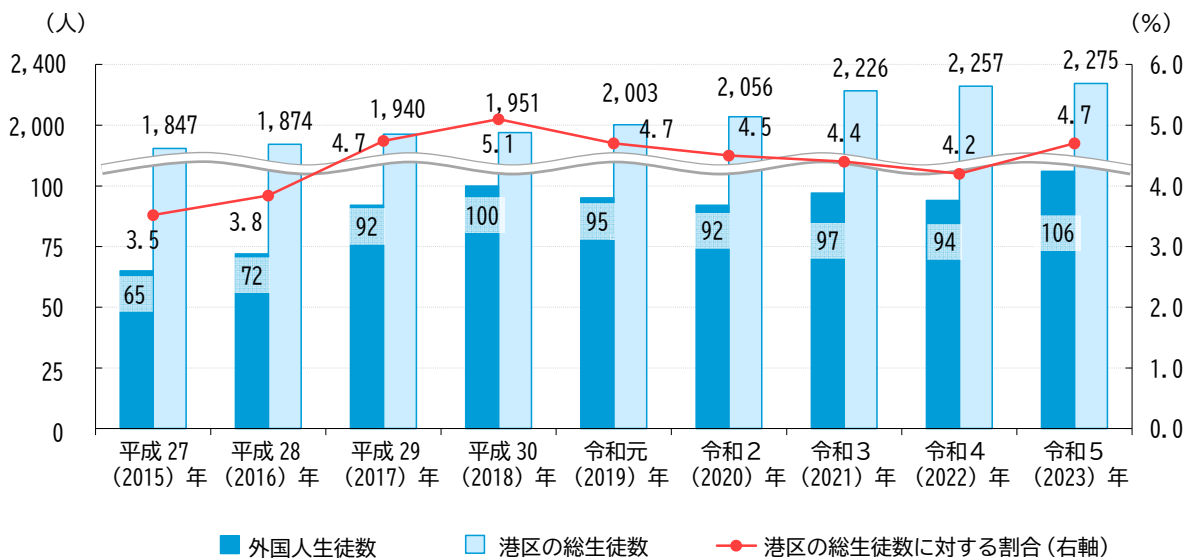
港区立の小学校・中学校ともに、外国人児童数がやや増加傾向にあります。

◆外国人児童数及び総数に対する割合の推移<区立小学校> <毎年5月1日現在>



出典：外国人児童・生徒数（港区）、令和3年及び令和4年は公立学校統計調査報告書【学校調査編】

◆外国人生徒数及び総数に対する割合の推移<区立中学校> <毎年5月1日現在>



出典：外国人児童・生徒数（港区）、令和3年及び令和4年は公立学校統計調査報告書【学校調査編】

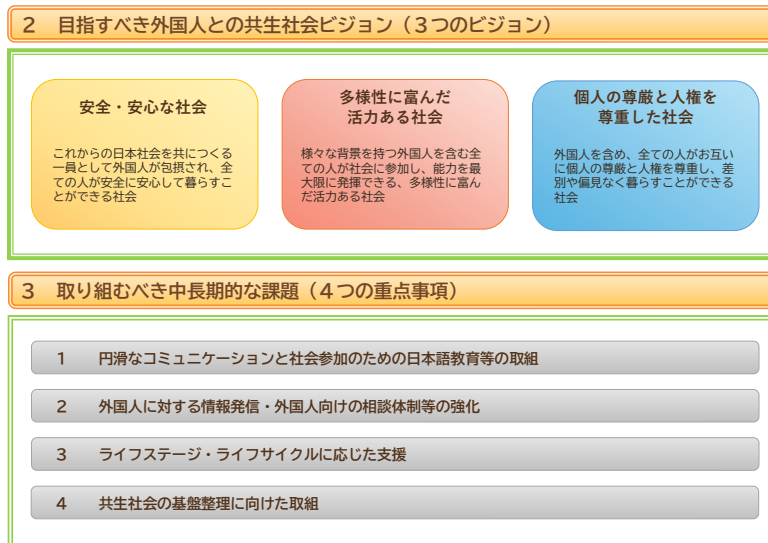


2. 国や東京都の動向

本プランを改定する上で重要となる国や東京都の動向は以下のとおりです。

(1) 国の動向（「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会の3つのビジョンを示し、その実現のために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示しています。



(2) 東京都の動向（「国際都市戦略プロジェクト」推進方針の策定）

東京2020大会で培ったレガシーを発展させるとともに、世界の潮流を察知し機敏に対応することで国際的なプレゼンスを高め、「世界から選ばれる都市」を実現することを目的として、令和4（2022）年6月に策定されました。同方針では、「世界から選ばれる都市」の実現に向けて、「伝える・つながる・育てる」の3つの視点から国際展開力を高め、そのために必要な取組を整理し、全庁を挙げて推進していくこととしています。





3. 外国人の実態

令和4（2022）年度に港区国際化に関する実態調査を実施し、主なものを次のとおりまとめました。

（1）調査の概要

調査対象	令和4年7月29日現在、港区に住民登録している20歳以上の外国人から3,000人を無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送配付－郵送回答）、インターネット回答
調査期間	令和4（2022）年9月13日から10月11日
調査内容	(1) あなたについて (2) ことばについて (3) 日常生活の問題とコミュニティ活動について (4) 災害に強い街づくりについて (5) 教育について (6) 医療について (7) 港区について (8) 情報発信について (9) 国際化推進について (10) 区政全般について（自由意見）
回収状況	有効回収数：616件、有効回収率：20.5%

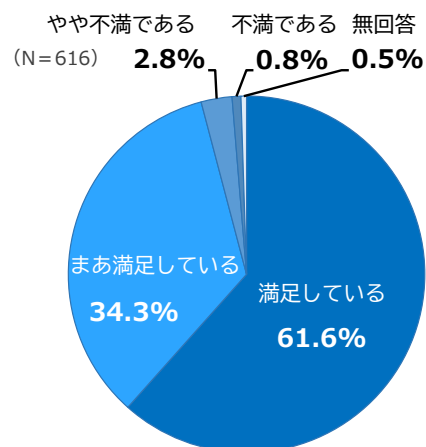
（2）主なポイント

Point①

港区の行政サービスに満足している人の割合は90%以上

港区の行政サービスに対する満足度は、「満足している」が61.6%と最も多く、次いで「まあ満足している」が34.3%、合わせて95.9%の人が満足している傾向にあります。この結果は、前回調査より4ポイント増加しています。

◆行政サービスの満足度



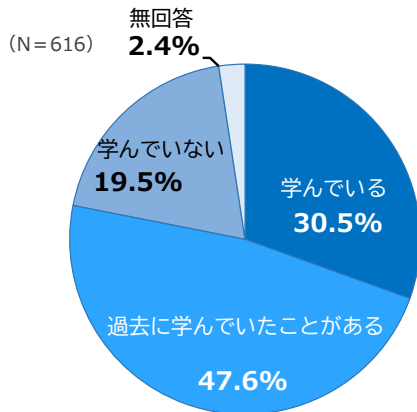


Point② 日本語の学習状況

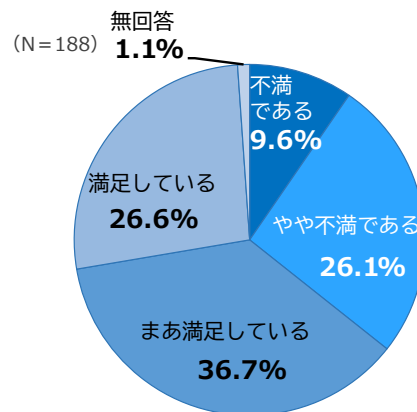
日本語学習に関しては、「過去に学んでいたことがある」が47.6%と最も多く、「学んでいる」は30.5%となっています。前回調査との比較では、「学んでいる」と「過去に学んでいたことがある」の合計が、78.4%から78.1%と0.3ポイント減少しています。

日本語学習に対する満足度は、35%以上の人が自身の日本語学習に不満を抱えています。

◆日本語の学習状況



◆日本語学習の満足度

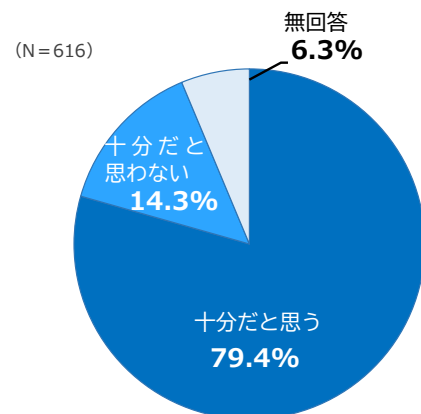


Point③ 多言語化と「やさしい日本語」の認知度

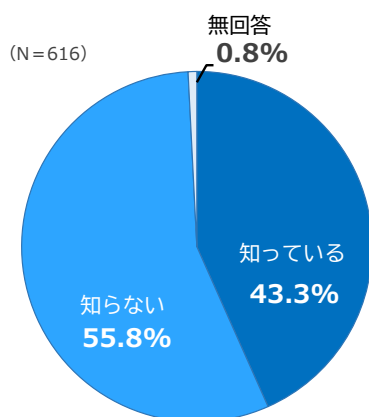
港区が「港区行政情報多言語化ガイドライン」により、日本語、「やさしい日本語」、英語、韓国／朝鮮語、中国語で行政情報を配信していることに対し、「十分だと思う」が約8割に上っています。また、前回調査との比較では、「十分だと思う」が7.1ポイント増加しています。

一方、「やさしい日本語」の認知度は43.3%であり、55.8%の外国人が「やさしい日本語」を知らない状況となっています。年代別では、30代から50代がやや低くなっています。

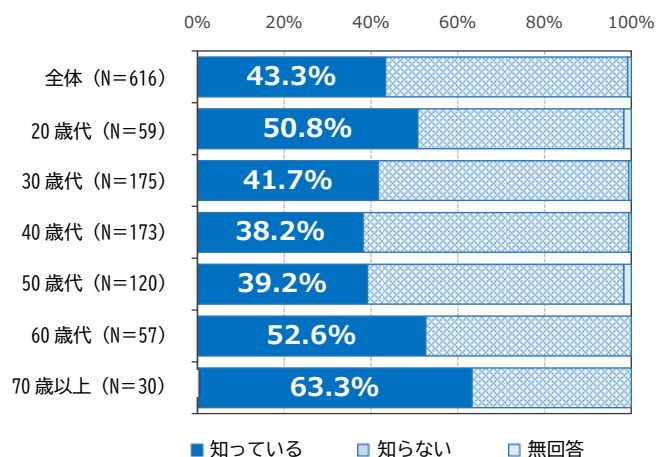
◆情報発信の言語



◆「やさしい日本語」の認知度



◆「やさしい日本語」の認知度（年代別）



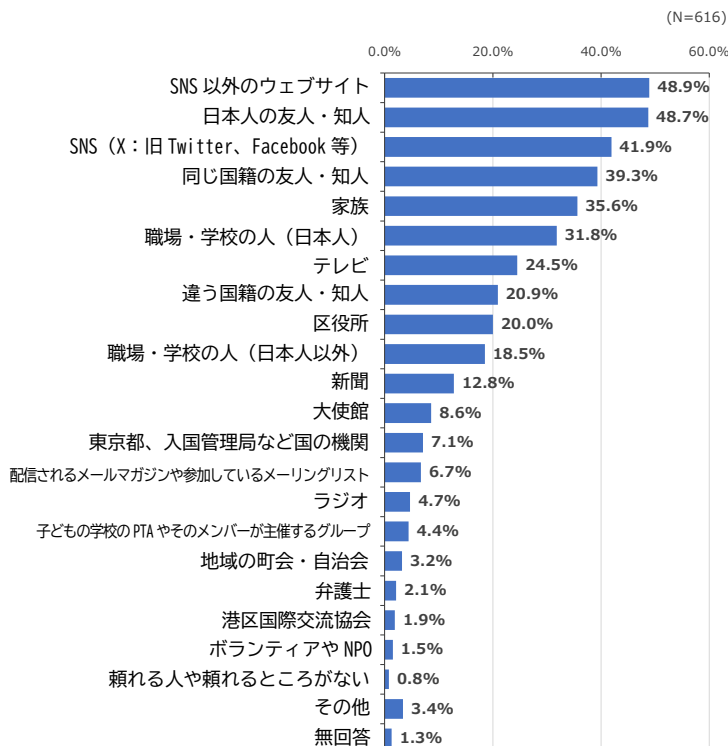


Point④ 情報収集方法

情報収集は「SNS 以外のウェブサイト」が48.9%で最も多く、「日本人の友人・知人」が48.7%、「SNS (X:旧 Twitter、Facebook 等)」が41.9%と続いています。

前回調査との比較では、「SNS (X:旧 Twitter、Facebook 等)」が 8.8 ポイント、「日本人の友人・知人」が4.9 ポイント増加しており、「テレビ」が6.2 ポイント減少しています。

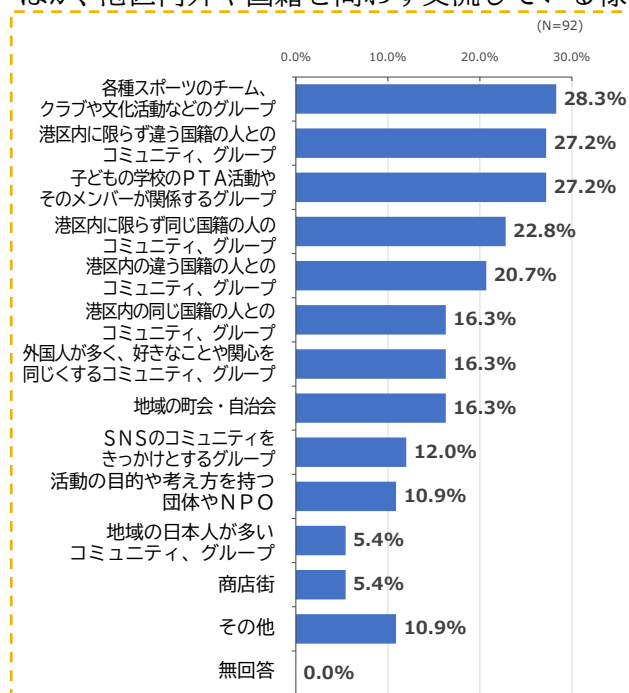
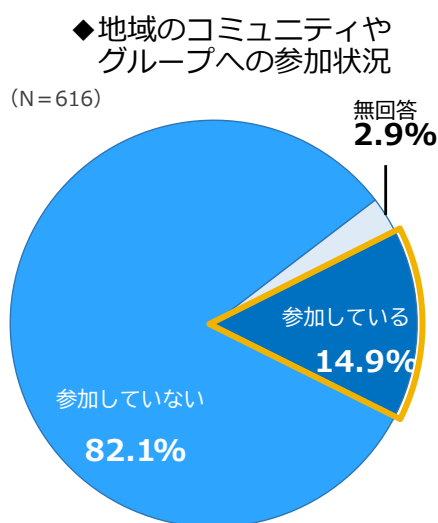
◆情報収集の方法



Point⑤ 地域のコミュニティやグループへの参加

地域コミュニティやグループ活動等への参加は 14.9%であり、8 割以上の外国人が地域のコミュニティやグループに参加していない状況です。前回調査との比較では、「参加していない」が11.6 ポイント上昇しています。

参加しているコミュニティまたはグループは、「各種スポーツのチーム、クラブや文化活動などのグループ」が28.3%で最も多いほか、港区内外や国籍を問わず交流している様子がうかがえます。



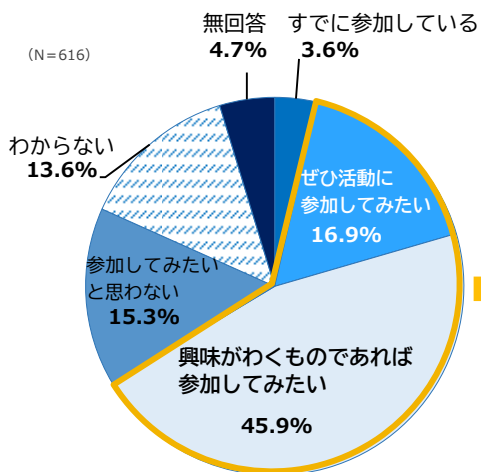
◆参加しているコミュニティやグループ



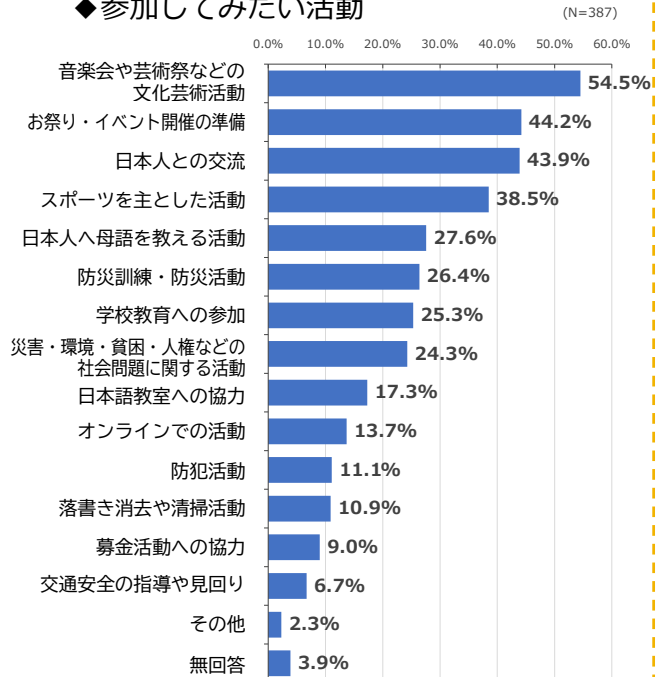
Point⑥ 外国人の地域参画

地域の活動やまちづくりの活動への参加意欲は、「すでに参加している」が3.6%となっています。また、「ぜひ活動に参加してみたい」と「興味がわくものであれば参加してみたい」と回答した人のうち、参加してみたい活動は「音楽会や芸術祭などの文化芸術活動」が54.5%で最も多く、「お祭り・イベント開催の準備」が44.2%、「日本人との交流」が43.9%と続いています。

◆地域の活動やまちづくりの活動への参加意欲

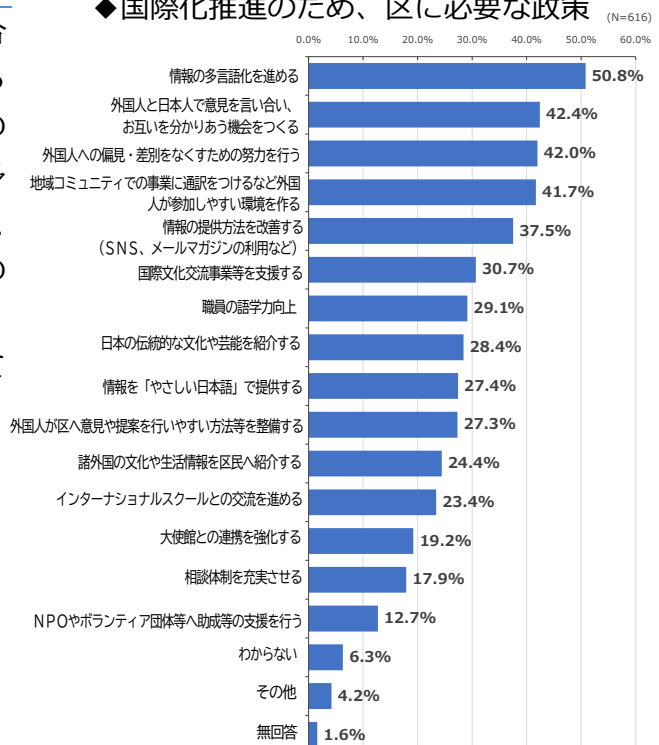


◆参加してみたい活動



外国人と日本人がともに考え、支え合いながら、豊かな地域社会を上げるために、港区に必要な政策は、「情報の多言語化を進める」が50.8%と最も多く、「外国人と日本人で意見を言い合い、お互いを分かりあう機会をつくる」の42.4%、「外国人への偏見・差別をなくすための努力を行う」の42.0%が続いています。

◆国際化推進のため、区に必要な政策





4. 現状の課題のまとめ

令和4（2022）年度港区国際化に関する実態調査の結果や前プランの取組状況を踏まえ、港区の国際化推進における課題を次のように整理しました。

課題1 外国人の安全・安心で快適な生活環境づくりの推進

外国人が安全・安心に生活していくためには、医療や防災などの必要な情報を届ける必要があります。区内には現在、約130か国に及ぶ様々な国籍の外国人が在住しており、情報提供をその全ての母語で対応することは困難です。そのため、デジタル技術を活用し、「やさしい日本語」をはじめとした多言語での行政サービスの提供や情報発信を行い、外国人が生活するために必要な情報を届けます。

課題2 日本人と外国人がともに歩む国際意識の醸成

地域活動に参加したい外国人は約6割いるにもかかわらず、実際に参加している外国人は1割を下回っています。外国人の地域参画をより推進していくためには、基礎日本語教室や日本語サロンを通じて、「生活をするために必要な日本語」の学習支援を強化していくことが必要です。また、外国人が日本で生活するうえで、文化や習慣の違いによって生じる様々な問題に対して受入れ側の日本人の国際意識の向上も必要です。そのためには、日本人と外国人の相互理解が深まるイベントの実施や啓発活動、各種研修などを実施していく必要があります。例えば、スポーツや音楽をはじめとした文化芸術活動など、興味がある分野をきっかけに取組を進めていきます。

課題3 多様な主体との連携強化

港区の国際力の強化を進めるためには、区の実施に加えて、教育関係機関や企業、大使館等とさらなる連携を行うとともに、地域に密着した取組を進めていく必要があります。



施策 1 外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信

港区国際化推進アドバイザー会議からいただいた主なご意見と拡充内容

主なご意見	取組への反映
外国人が容易に情報収集できるサービスの提供 外国人用に医療などの生活に必要な情報及び行政サービスの一覧を作成し、転入時などあらゆる機会を通じて情報提供をします。 実態調査から 情報収集の方法として、「SNS 以外のウェブサイト」が48.9%で最も多い数値になっています。	●「やさしい日本語」や多言語で生活に必要な情報を発信 p. 27 ●デジタル技術の活用の推進 p. 28 医療機関や防災などの情報を区ホームページやSNSなどのデジタルを活用して「やさしい日本語」をはじめとした多言語で発信していきます。

主な拡充内容

- 港区国際防災ボランティアの研修内容のさらなる充実 **p. 27**
講義形式の研修に加えて、翻訳作業やロールプレイングを取り入れた災害想定訓練（実践研修）を実施します。
- 転入時における生活に必要な情報のデジタル化 **p. 28**
区内へ転入する外国人へ「ウェルカム・カード」を配布し、掲載されている二次元コードから、必要な情報をデジタル上で閲覧できるようにします。
- 外国人相談事業 **p. 29**
多言語対応が可能な通訳タブレットの台数を増やすとともに三者通話の整備を推進します。また、港区国際交流協会に設置されている「外国人生活支援コーディネーター」との連携を強化します。

施策 2 日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進

港区国際化推進アドバイザー会議からいただいた主なご意見と拡充内容

主なご意見	取組への反映
・日本人の国際意識の向上 ・外国人の居場所づくり 外国人が日本で生活するうえで、文化や習慣などの違いにより、様々な問題が生じることがあります。受入れ側の日本人の国際意識を向上させることで区としての国際力も向上します。 実態調査から 日本語学習の満足度について、35%以上の人が不満を抱いています。	●区民の国際意識の向上 p. 32 ●文化理解を通じた国際交流の推進 p. 33 外国人の地域参画が課題としてあります。解決の一つの手段として、外国人と日本人の双方の国際意識を向上させる必要があります。具体的には、「やさしい日本語」の研修や大学での講義、国際交流イベントを実施していきます。双方の国際意識の向上を図ることで区の国際力を引き上げます。

主な拡充内容

- 区民の国際意識の向上 **p. 32**
「やさしい日本語」の研修や大学での講義、国際交流イベントを実施していきます。
- 地域で育む日本語学習支援プロジェクト **p. 31**
基礎日本語教室や日本語サロンの受講者の定員を増やし、より多くの人のニーズに応えます。



施策 3 多様な主体との連携による国際力の強化

港区国際化推進アドバイザー会議からいただいた主なご意見と拡充内容

主なご意見	取組への反映
国籍関係なく自然と集まれる機会をつくる 共通の興味や課題を持ったあらゆる人が、国籍関係なく自然と集まれる機会をつくれます。 実態調査から 参加してみたい活動は「音楽会や芸術祭などの文化芸術活動」が54.5%で最も多い数値になっています。	●大使館等との連携による国際交流 p. 35 区内の企業、大学、小中学校、国際交流団体、NPO、インターナショナルスクールなど地域の多様な主体との連携を更に強化し、地域に根差した国際交流を行います。また、港区国際交流スペースなどの区内の施設を活用していくことで、国籍に関係なく交流が生まれる機会を創出し、国際交流を推進します。
主な拡充内容	
●多様な主体との連携の推進 p. 35 区内の企業、大学、小中学校、国際交流団体、NPO、インターナショナルスクールなど地域の多様な主体との連携のさらなる強化 ●外国都市との国際交流の実施 p. 35 北京市朝陽区と区在住の小・中学生や高齢者などの書画作品を通じた交流をはじめ、今後は様々な外国都市との連携を構築することで、区の国際力を強化していきます。	

第3章

プランにおける取組

1. めざす姿

2. 施策の体系



1. めざす姿

多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる 成熟した「国際都市・港区」

区では、外国人と日本人が快適に暮らせるよう、これまで様々な施策を実施してきました。その結果、令和4（2022）年度に実施した港区国際化に関する実態調査では、9割以上の外国人が区の行政サービスに満足していると回答しています。

今後、この行政サービスの満足度をより高めていくとともに、外国人も地域社会を支える一員であること、また、外国語だけではなく、「やさしい日本語」を使い、より多くの日本人と外国人が交流することで、国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」の実現をめざします。



Minato Blossom Festa



港区国際化推進アドバイザー会議



2. 施策の体系

施策1 外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信

- (1) 「やさしい日本語」や多言語で生活に必要な情報を発信 拡充
- (2) デジタル技術の活用の推進 拡充
- (3) 外国人相談事業の充実 拡充

施策2 日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進

- (1) 日本語学習を支援する仕組みの整備 拡充
- (2) 区民の国際意識の向上 拡充
- (3) 文化理解を通じた国際交流の推進 拡充

施策3 多様な主体との連携による国際力の強化

- (1) 大使館等との連携による国際交流 拡充
- (2) 教育関係機関との連携の推進
- (3) 港区国際交流協会との連携の推進



施策 1 外国人の安全・安心の拡充に向けた多言語による情報発信



SDGs のゴールとの関係



目標 3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



目標 4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標 10【不平等】

国内及び各国間での不平等を是正する。



目標 17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

成果指標

情報発信の満足度

令和 2（2020）年度末 （実績）	中間見込値（前期） 令和 5（2023）年度末	計画目標値 令和 8（2026）年度末
70%	80%	82%

成果指標

外国人向け SNS の関心度

令和 2（2020）年度末 （実績）	中間見込値（前期） 令和 5（2023）年度末	計画目標値 令和 8（2026）年度末
62%	65%	70%

各事業と関連する計画等

港区まちづくりマスタープラン (1)-5
港区地域防災計画 (1)-5、(1)-7、(1)-10
港区観光振興プラン (1)-8
港区地域保健福祉計画 (1)-4
港区子ども・子育て支援事業計画 .. (1)-3、(3)-4
港区学校教育推進計画 (3)-4

港区ホームページ





(1)「やさしい日本語」や多言語で生活に必要な情報を発信

拡充

「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づき、防災や医療など、外国人の日常生活に必要な情報を確実に提供し、外国人の安全・安心を確保します。約 130 か国に及ぶ国籍の在住外国人に効果的に情報を届けるため、区ホームページや SNS 等のデジタル技術も活用しつつ、「やさしい日本語」を含む多言語を使い、情報発信をします。また、区民や職員を対象に研修等を実施することで、「やさしい日本語」の認知度を上げ、地域社会の共通言語としてより普及させます。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化	区ホームページは、日本語を含め 108 の言語で情報提供し、刊行物等は生活に必要な優先度の高い行政情報を取捨選択し、多言語で提供します。	国際化・文化芸術担当、区長室
2	生活・医療・健康等に関する情報提供	医療・健康や環境美化等の日常生活に必要な情報を「やさしい日本語」で分かりやすく区ホームページ等で提供するとともに、外国人コミュニティなどに直接多言語で提供します。また、医療機関が分かる情報も提供していきます。	国際化・文化芸術担当、各課
3	家庭・子育てに関する情報提供	子育てに関する情報を多言語で発信します。	子ども若者支援課、保育課、子ども家庭支援センター
4	高齢者への情報提供	高齢者相談センターの案内パンフレットや寿商品券等贈呈事業の不在連絡票等を多言語で作成・周知します。	高齢者支援課
5	防災・災害情報提供	様々な発信手段を用いて防災知識を多言語で提供します。	各地区総合支所協働推進課、建築課、土木課、防災課
6	緊急時における情報の多言語化	災害等の緊急情報を多言語で即時に提供します。	国際化・文化芸術担当、区長室
7	総合防災訓練への参加促進	外国人を対象とした防災イベントの開催や、「やさしい日本語」及び多言語を用いて訓練内容を案内するなど、総合防災訓練への参加を促進します。	国際化・文化芸術担当、各地区総合支所協働推進課、防災課
8	港区を訪れる外国人に向けた情報提供	「港区観光インフォメーションセンター」での情報提供を充実するとともに、各施設の案内表示を多言語で整備します。	各地区総合支所管理課、観光政策担当、契約管財課
9	地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及	区ホームページや SNS、刊行物等で「やさしい日本語」を使用するとともに、区民や職員を対象に「やさしい日本語」研修等を行います。	国際化・文化芸術担当、区長室、人事課
10	港区国際防災ボランティアの育成	災害発生時に外国人を支援する国際防災ボランティアを確保・育成します。	国際化・文化芸術担当



(2) デジタル技術の活用の推進

拡充

外国人の情報の取得手段として、区ホームページや SNS を利用する人が増えているため、英字広報誌などの紙媒体による情報発信に加え、翻訳ツールの活用や瞬時に情報発信が可能なデジタルツールなど最新の技術を活用することで、外国人に対してより効果的な情報発信を行います。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	「港区行政情報多言語化ガイドライン」に基づいた行政情報の多言語化（再掲）	区ホームページは、日本語を含め 108 の言語で情報提供し、刊行物等は生活に必要な優先度の高い行政情報を取捨選択し、多言語で提供します。	国際化・文化芸術担当、 区長室
2	地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」の普及（再掲）	区ホームページや SNS、刊行物等で「やさしい日本語」を使用するとともに、区民や職員を対象に「やさしい日本語」研修等を行います。	国際化・文化芸術担当、 区長室、人事課
3	円滑な行政サービスの提供	外国人用に行政サービスの一覧を区ホームページや転入時における配布に加え、デジタル技術を活用した周知などあらゆる機会を通じて提供します。	国際化・文化芸術担当、 各課
4	SNS を活用した情報提供	SNS で生活に必要な情報を多言語で提供します。	国際化・文化芸術担当、 区長室



Facebook「Minato Information Board」



(3) 外国人相談事業の充実

拡充

区有施設等の窓口で、外国人が安心して各種サービスを利用できるように、タブレット端末を活用したテレビ通訳サービスと音声翻訳機を活用するとともに、相談業務を伴う住民登録等の窓口に、フロアマネージャーを配置します。

外国人相談員が窓口や電話で外国人の困りごとを聞き取り、関係部署等と連携しながら相談対応するなど、外国人相談事業を充実します。加えて、全庁における通訳タブレット等のさらなる活用を図ります。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	外国人相談事業の充実	外国人相談員等が、関係部署等と連携しながら外国人の相談に対応します。	国際化・文化芸術担当、各課
2	港区国際交流協会を通じた通訳ボランティアの確保・育成	外国人の日常生活を支援する通訳ボランティアを確保します。	国際化・文化芸術担当
3	港区国際交流協会を通じた外国人の生活支援	外国人を中心に、日本語学習・医療・子育てなどの日常生活に関する相談に対応します。	国際化・文化芸術担当
4	幼稚園、保育園等を利用する外国人への支援の充実	入園以降の生活を支援するため、通訳者を派遣または必要な情報を提供します。 加えて、通訳タブレット等の借し出し利用等を周知します。	国際化・文化芸術担当、保育課、学務課、教育人事企画課
5	職員の語学力の把握による適材適所の職員配置	職員の語学力を把握し、適材適所の配置を行います。	人事課



施策 2 日本語学習や文化交流をきっかけとした外国人の地域参画の推進



SDGs のゴールとの関係



目標 4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標 10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する。



目標 16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



目標 17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

成果指標

日本語学習の満足度

令和 2（2020）年度末 （実績）	中間見込値（前期） 令和 5（2023）年度末	計画目標値 令和 8（2026）年度末
—	66%	70%

成果指標

日本語での地域との交流の満足度

令和 2（2020）年度末 （実績）	中間見込値（前期） 令和 5（2023）年度末	計画目標値 令和 8（2026）年度末
—	70%	75%

各事業と関連する計画等

- 港区スポーツ推進計画..... (3)-2
- 港区立図書館サービス推進計画..... (3)-4
- 港区学校教育推進計画..... (2)-4、(2)-5
- 港区男女平等参画行動計画..... (3)-5

港区ホームページ





(1) 日本語学習を支援する仕組みの整備

拡充

外国人に対する日本語学習を支援するため、日本語教育コーディネーターの配置、外国人が生活する上で必要となる基礎的な日本語を学習する日本語教室の運営、学習支援の担い手であるボランティアの確保・育成に取り組む「地域で育む日本語学習支援プロジェクト」を実施するとともに、日本語教育を行う機関や外国人従業員を抱える企業等の関係者との連携を強化し、生活者としての外国人の日本語学習を多角的に支援します。

また、日本語を学習する外国人が、目的や習熟度に応じて、いつでも気軽に日本語や日本文学等を学べるように、区内のボランティア日本語教室やNPO等と連携し、つなぐとともに、日本語サロンや地域の交流イベントを紹介するなど、外国人の日本語学習を支援する拠点を整備します。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	基礎日本語教室の 設置・運営	外国人が生活上必要な基礎的な日本語を学習する日本語教室をオンライン等で実施し、日本語学習支援の拠点を整備します。	国際化・文化芸術担当
2	日本語サロンの実施	日本語の基礎的な知識を身につけた外国人が、日本語学習支援ボランティアとお互いの文化等について日本語で会話します。	国際化・文化芸術担当
3	学習教材の活用	ごみの出し方など区特有の日常生活のルール等を取り入れた独自の教材を基礎日本語教室等で活用します。	国際化・文化芸術担当
4	日本語学習支援ボランティアの育成	外国人の日本語学習支援の担い手となる日本語学習支援ボランティアを確保・育成します。	国際化・文化芸術担当



(2) 区民の国際意識の向上

拡充

外国人が日本人とともに地域社会の一員として地域に参画するためには、言葉の壁を取り除くとともに、外国人や異文化に対する日本人の理解も必要です。

日本語学習者をはじめとする外国人が積極的に地域活動に参画できるよう、町会・自治会等へ研修を行うなど、外国人の受入れ環境を整備します。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	「やさしい日本語」による外国人と日本人の交流促進	外国人を地域社会の一員として受け入れ、交流をするために、日本人（町会、自治会等）を対象に研修を行います。 また、外国人と日本人をマッチングさせ、「やさしい日本語」を用いて交流し、相互理解・地域参画を促進します。	国際化・文化芸術担当
2	外国人の区政への参画促進	各種調査や会議等で意見を聴き、区の施策に取り入れるとともに、地域活動への参画を促進します。	国際化・文化芸術担当
3	国際・文化交流拠点の整備	品川駅北周辺地区に国際・文化を通じた交流やにぎわいを創出し、外国人と日本人の相互理解を深める拠点を整備します。	国際化・文化芸術担当
4	国際理解教育の推進	自国の文化及び異文化を尊重する姿勢を育むため、大使館等との連携を推進します。	教育指導担当
5	小・中学校における英語教育の一層の充実	国際理解教育を推進するための授業及び教員の育成のための研修を実施します。	教育指導担当
6	職員の多文化共生意識の定着	新規採用職員を対象に多文化共生や港区の国際化について研修を行うとともに、語学力向上のために受講した講座費用の一部を助成します。	国際化・文化芸術担当、人事課



(3) 文化理解を通じた国際交流の推進

拡充

文化・音楽などを紹介するイベントや展示等、外国人も日本人も気軽に参加しやすい事業を通じて、日本人と外国人がお互いの文化や習慣について知ることのできる機会を提供します。

また、外国人が地域や日本に対する興味を抱き、より快適な生活をしていく上での支援や地域との繋がりを持つため児童館や図書館など身近な施設を活用し、文化理解を通じた国際交流を推進します。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	児童館等での国際交流の促進	利用者の相互理解を図るため、気軽に参加、交流できる国際交流事業を実施します。	各地区総合支所管理課
2	国際性豊かな催し物の実施	国籍を問わず誰もが気軽に参加できるスポーツの機会を提供することで、国際交流につながる取組を推進します。	生涯学習スポーツ振興課
3	赤坂・青山Meet upプロジェクト	地域特性をいかした、地域のお祭りなど日本文化を用いた日本人と外国人の交流会等を実施します。	赤坂地区総合支所協働推進課
4	外国語図書の活用	電子書籍も含めた外国語図書を活用し、日本や世界の文化、歴史に触れながら交流する機会を創出します。	図書文化財課
5	平和都市の推進	幅広い世代の区民に、国際平和について考える平和啓発事業を実施します。	人権・男女平等参画担当
6	外国人の地域参画と協働推進に向けた地域情報の提供	地域のボランティア活動やイベント活動等、地域参画と協働につながる情報を提供します。	国際化・文化芸術担当、各地区総合支所協働推進課
7	伝統文化交流館を活用した日本の伝統文化の魅力発信	外国人向けに落語等の演芸や書道、茶道、能楽等の伝統文化に関するイベントを実施するなどし、日本の魅力を発信します。	芝浦港南地区総合支所管理課
8	外国人インターンの受入れ	外国人に対する行政サービスの充実等を図るため、インターンを受け入れます。	国際化・文化芸術担当
9	みなと区民まつりにおける国際友好広場の開催	みなと区民まつりで大使館等との協働により、各国の文化（食べ物や民芸品等）の魅力を伝えます。	国際化・文化芸術担当
10	Minato Blossom Festaの開催	大使館等や企業との協働により、各国の文化（食べ物や民芸品、パフォーマンス等）の魅力を伝える国際交流イベントを実施します。	国際化・文化芸術担当



施策3 多様な主体との連携による国際力の強化



SDGs のゴールとの関係



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



目標10【不平等】

国内及び各国国家間の不平等を是正する。



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

成果指標

地域やまちづくり活動・交流に対する関心度

令和2（2020）年度末 （実績）	中間見込値（前期） 令和5（2023）年度末	計画目標値 令和8（2026）年度末
68%	70%	72%

成果指標

多様な主体との連携数（延べ）

令和2（2020）年度末 （実績）	中間見込値（前期） 令和5（2023）年度末	計画目標値 令和8（2026）年度末
—	120	130

各事業と関連する計画等

港区文化芸術振興プラン (1)-9
 港区観光振興プラン (1)-10
 港区学校教育推進計画 (2)-3、(2)-4、(2)-5、(2)-6、(2)-7

港区ホームページ





(1) 大使館等との連携による国際交流

拡充

より多くの外国人の地域参画を推進するため、81 の大使館が立地していることや全国の外資系企業の 1 / 4 が集積しているなどの国際性豊かな区特性を活かし、国際化・文化芸術担当や各地区総合支所を中心に、大使館や企業、文化団体、ボランティア団体などと連携し、国籍に関係なく交流が生まれる機会を創出し、国際交流を推進します。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	多様な主体との関係構築及び連携の推進	地域の大学や NPO 等と連携し、地域活動に参加しやすい環境を整備します。	国際化・文化芸術担当、各地区総合支所協働推進課
2	大使館等との国際交流事業	大使館等との意見交換やイベント等を通じた国際交流を行います。	国際化・文化芸術担当
3	大使館等と連携による国際教育の推進	大使館等と教育関係機関の橋渡し役となり、区の国際教育を推進します。	国際化・文化芸術担当 教育指導担当
4	企業との国際交流事業	企業と連携し、イベント等を通じた国際交流を行います。	国際化・文化芸術担当 企画課
5	みなと区民まつりにおける国際友好広場の開催	みなと区民まつりで大使館等との協働により、各国の文化（食べ物や民芸品等）の魅力を伝えます	国際化・文化芸術担当
6	港区国際力強化推進会議の開催	区が今後取り組むべき施策等にグローバルな視点を取り入れるための会議を開催します。	国際化・文化芸術担当
7	港区国際交流協会を通じた国際交流	外国人と日本人が交流する機会を通じ、地域の国際交流を推進します。	国際化・文化芸術担当
8	外国都市との国際交流の実施	様々な外国都市との連携を推進します。	国際化・文化芸術担当
9	ミナコレ (MINATO COLLECTION)	区内の美術館及び博物館等を対象とするスタンプラリーの参加者特典を区内大使館等訪問とし、区民が各国の異文化体験を行うなど国際交流の推進につなげます。	国際化・文化芸術担当
10	国内外に向けた戦略的なシティプロモーションの推進	区とともに港区の魅力やブランドを国内外に広く発信する民間事業者、団体及び個人等を「MINATO シティプロモーションクルー」として認定し、より一層効果的なプロモーションを実施します。	観光政策担当



(2) 教育関係機関との連携の推進

外国人児童・生徒の言語や生活習慣等の習得支援、外国人・日本人の子どもたちがお互いを理解するための機会を確保するため、インターナショナルスクールや大学などの教育関係機関との連携を推進します。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	多様な主体との関係構築及び連携の推進（再掲）	地域の大学や NPO 等と連携し、地域活動に参加しやすい環境を整備します。	国際化・文化芸術担当、各地区総合支所協働推進課
2	赤坂・青山子ども共育事業	小・中学生を対象に英語等での講座、文化講座等を実施します。	赤坂地区総合支所協働推進課
3	国際理解教育の推進（再掲）	自国の文化及び異文化を尊重する姿勢を育むため、大使館等との連携を推進します。	教育指導担当
4	国際交流事業の実施	小中学生海外派遣やテンプル大学での授業等により、国際交流を行います。また、中学生海外修学旅行を実施します。	教育指導担当
5	小・中学校における英語教育の一層の充実（再掲）	国際理解教育を推進するための授業及び教員の育成のための研修を実施します。	教育指導担当
6	イングリッシュサポートコース（ESC）	外国人児童に対して多様な教育の機会を提供するため、英語で授業を行います。	教育指導担当
7	国際化に対応した日本語教育	帰国児童・生徒や外国人児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、日本語学級の設置や日本語適応指導員の派遣等を行います。	教育指導担当、学務課

(3) 港区国際交流協会との連携の推進

一般財団法人港区国際交流協会は、外国人と日本人との相互理解を深め、多文化共生社会の実現に貢献することを目的として設立された団体です。国際化・文化芸術担当を中心に連携し、外国人の日常生活の相談対応や外国人と日本人との交流を支援します。

No.	事業名	事業概要	対応課
1	地域で育む日本語学習支援プロジェクト	外国人の日本語学習支援を推進するとともに、「やさしい日本語」を普及し、外国人が地域に参画するきっかけを作ります。	国際化・文化芸術担当

<団体応援寄付金>

区は、区内の公益的活動団体の活動がより一層、地域社会の発展につながるよう、港区版ふるさと納税制度における寄付金の一部を活用して団体を支援しています。寄付を申し込む際に応援したい団体を指定すると、寄付金の7割を上限として、寄付者が指定した団体に区から補助金を交付します。

第4章

プランの推進に向けて

推進体制の整備



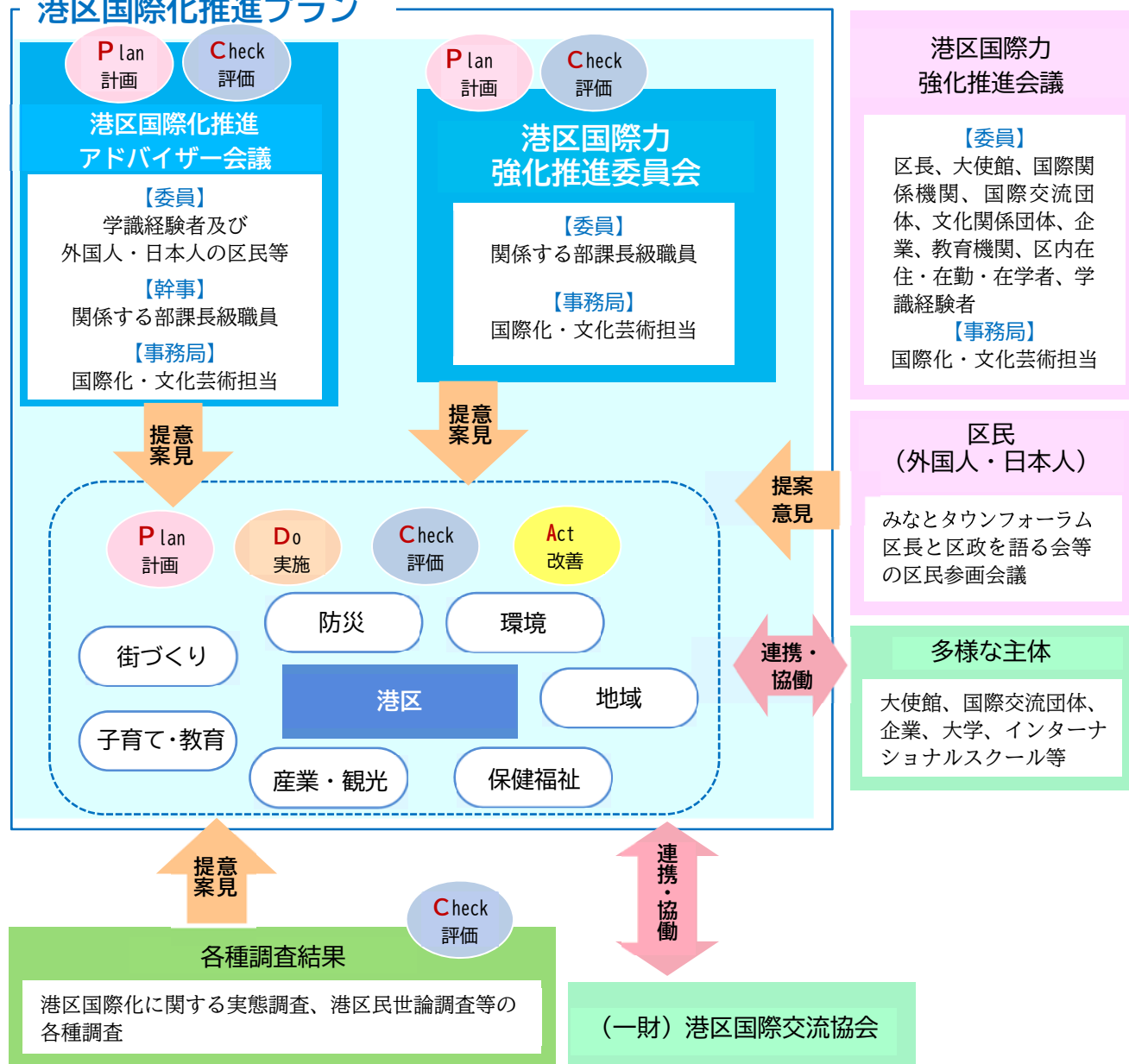


推進体制の整備

本プランの着実な推進のため、PDCA サイクル（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善））の手法により進行を管理し、国際化推進施策がより効果的かつ効率的なものとなるよう、継続的に改善していきます。

港区国際化推進アドバイザー会議において、学識経験者や外国人を含めた区民等からの意見を聴取するとともに、港区国際力強化推進委員会において、全庁で組織横断的に事業の検討・調整を行います。

港区国際化推進プラン



資料編

1. プラン改定経過

2. 港区国際化推進アドバイザー会議

3. 港区国際化推進アドバイザー会議 委員名簿

4. 港区国際力強化推進委員会

5. 港区外国人居住者分布図

6. 港区内大使館一覧

7. 関連計画等一覧

1. プラン改定経過

年月	主な会議等	内容
令和5（2023）年 5月25日	第1回港区国際化推進 アドバイザー会議	港区国際化推進プランの改定の施策の 方向性について（案）
令和5（2023）年 6月12日	第1回港区国際力強化推進委員会	港区国際化推進プランの改定の施策の 方向性について（案）
令和5（2023）年 10月5日	第2回港区国際化推進 アドバイザー会議	港区国際化推進プラン（素案）について
令和5（2023）年 10月11日	第2回港区国際力強化推進委員会	港区国際化推進プラン（素案）について
令和5（2023）年 11月9日	庁議	港区国際化推進プラン（素案）について
令和5（2023）年 11月24日	区民文教常任委員会	港区国際化推進プラン（素案）について
令和5（2023）年 12月1日～令和6 （2024）年1月4日	区民意見（パブリックコメント）の 募集	広報みなど、区ホームページで素案を 周知し、区民等から意見を募集
令和6年2月8日	第3回港区国際化推進 アドバイザー会議	港区国際化推進プラン（案）について
令和6年2月19日	第3回港区国際力強化推進委員会	港区国際化推進プラン（案）について
令和6年3月	港区国際化推進プラン 決定	

2. 港区国際化推進アドバイザー会議

○港区国際化推進アドバイザー会議設置要綱

平成22年6月10日
22港産国際第156号

(設置)

第1条 港区国際化推進プランに基づく国際化推進の取組について、関係者、区民等による検証を行い、その意見を反映させるため、港区国際化推進アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 アドバイザー会議は、次に掲げる事項を所掌し、検証の結果を区長に報告する。

- (1) 港区国際化推進プランの策定及び改定に関すること。
- (2) 港区国際化推進プランに基づく国際化推進の取組の検証に関すること。
- (3) その他港区国際化推進プランに関すること。

(組織)

第3条 アドバイザー会議は、次に掲げる者で、区長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 区民等（区内に居住し、勤務し、又は在学する者（外国人を含む。）をいう。以下同じ。）10人以内

(選任)

第4条 区民等の委員は、一般公募による応募者の中から適当と認める者を選定し、区長が依頼する。

2 選定の基準は、文化芸術事業連携担当部長が別に定めるところによる。

(資格要件)

第5条 委員は、応募時において20歳以上の者で、区内に在住し、在勤し、又は在学するものとする。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年3月31日以内までとし、欠員の補充等により、途中で委嘱する者の任期は、当該委嘱の日から残りの任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第7条 アドバイザー会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選出する。

- 3 座長は、会務を統括する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 アドバイザー会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 アドバイザー会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 アドバイザー会議は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(幹事)

第9条 所掌事項を効果的かつ効率的に遂行するため、アドバイザー会議に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

- 2 幹事はアドバイザー会議の会務を補佐する。

(意見聴取)

第10条 座長は、必要に応じ、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 アドバイザー会議の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

3. 港区国際化推進アドバイザー会議 委員名簿

役職	氏名	ふりがな・フリガナ
座長（学識経験者）	野山 広	のやま ひろし
副座長 区民委員（公募）	Junyeon Park	ジュンヨン パク
区民委員（公募）	錢 瓊毓	セン ケイイク
区民委員（公募）	Silvan Susanto Prayogo	シルバン スサント プラヨゴ
区民委員（公募）	張 穎康	チャン エンカン
区民委員（公募）	Daniel Foote	ダニエル フット
区民委員（公募）	飯島 倫子	いいじま のりこ
区民委員（公募）	山田 淳平	やまだ じゅんぺい
区民委員（公募）	藤居 真理子	ふじい まりこ
区民委員（公募）	宗像 雄一郎	むなかた ゆういちろう
区民委員（公募）	石川 勇	いしかわ いさむ

4. 港区国際力強化推進委員会

○港区国際力強化推進委員会設置要綱

平成27年7月1日

27港産国文第457号

(設置)

第1条 港区国際化推進プラン（以下「プラン」という。）に基づき、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、国際化に関する諸課題に組織横断的に取り組み、もって港区の国際力を強化するため、港区国際力強化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの改定に関すること。
- (2) プランの円滑な推進に必要な連絡及び総合調整に関すること。
- (3) プランに関する事業の進行管理に関すること。
- (4) 区の国際化推進施策の課題に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、文化芸術事業連携担当部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。ただし、委員長は、推進委員会において検討する案件によって、当該案件に係る委員のみを招集することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として指名することができる。

(会議)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して推進委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 推進委員会の会議は、非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て公開とすることができる。

(部会)

第5条 推進委員会は、所掌事項を効果的かつ効率的に遂行するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は、委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会務を統括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の庶務は、委員長が指名する課において処理する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、産業・地域振興支援部地域振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表（第3条関係）

芝地区総合支所区民課長

麻布地区総合支所協働推進課長

赤坂地区総合支所協働推進課長

産業・地域振興支援部地域振興課長

産業・地域振興支援部国際化・文化芸術担当課長

産業・地域振興支援部観光政策担当課長

企画経営部区長室長

防災危機管理室防災課長

教育委員会事務局教育推進部教育長室長

教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

付 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

2 港区国際化推進会議設置要綱（平成22年5月24日22港産国際第134号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

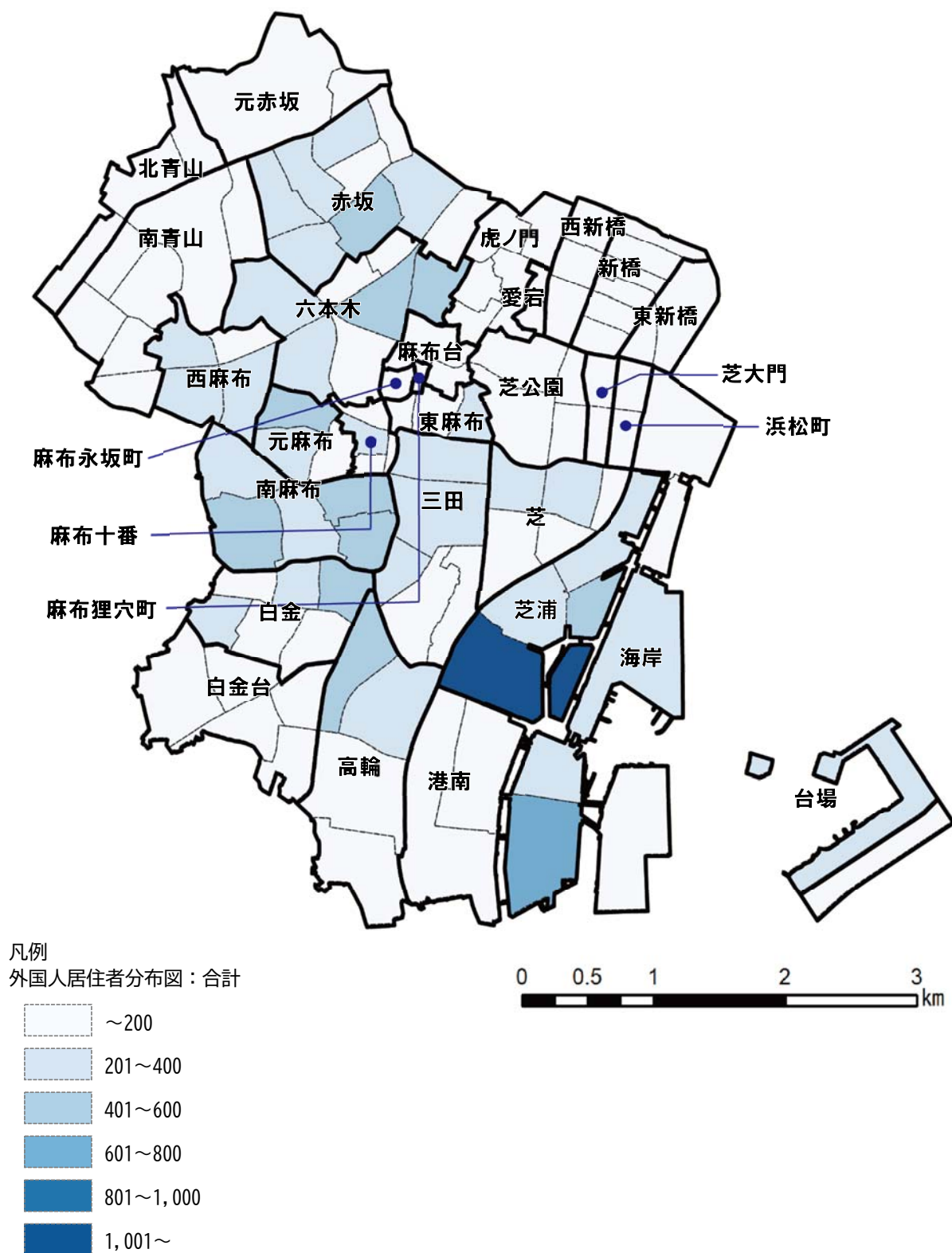
付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

5. 港区外国人居住者分布図

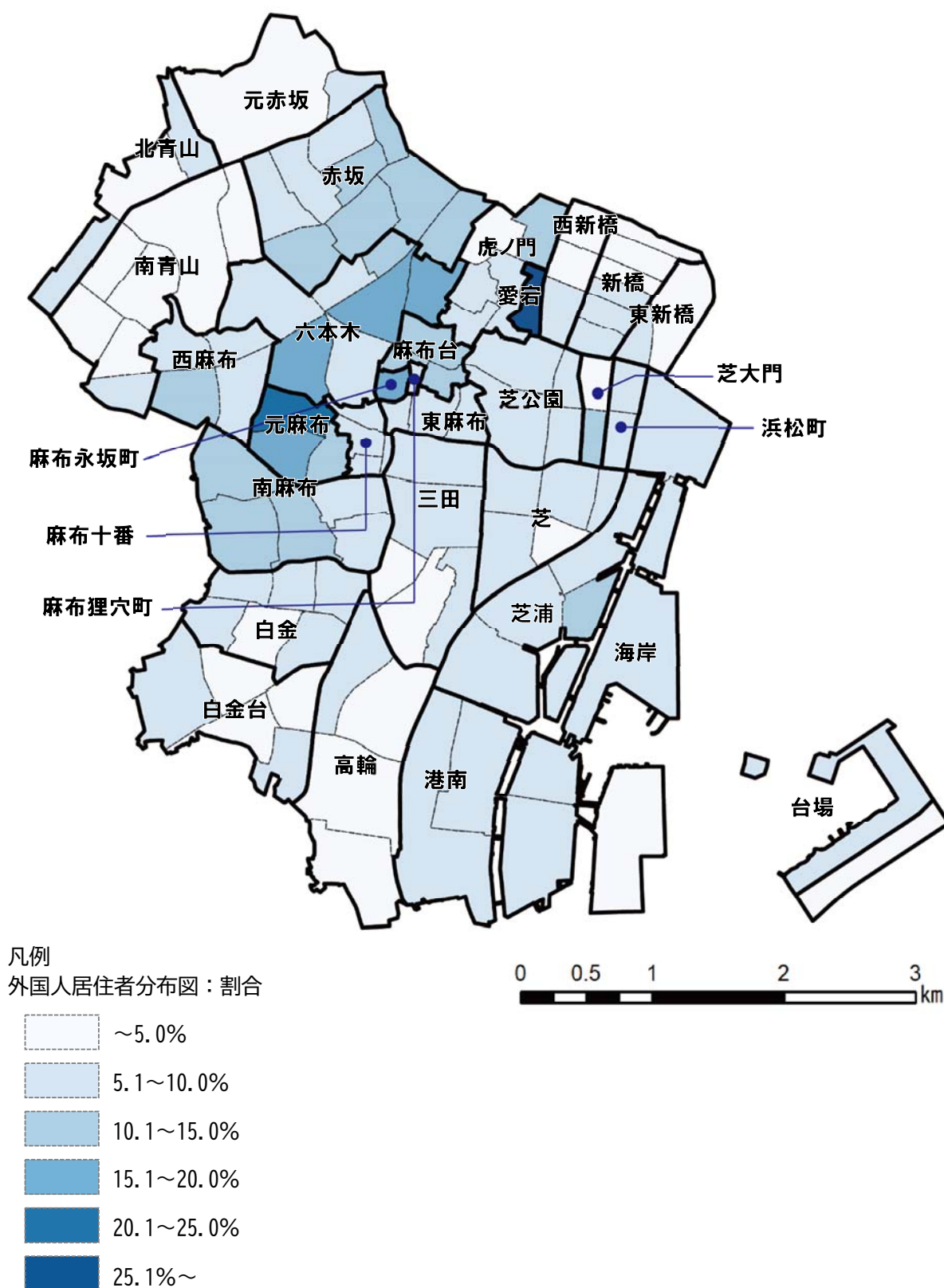
（１）港区外国人居住者分布図（合計）

(令和5 (2023) 年10月1日現在)

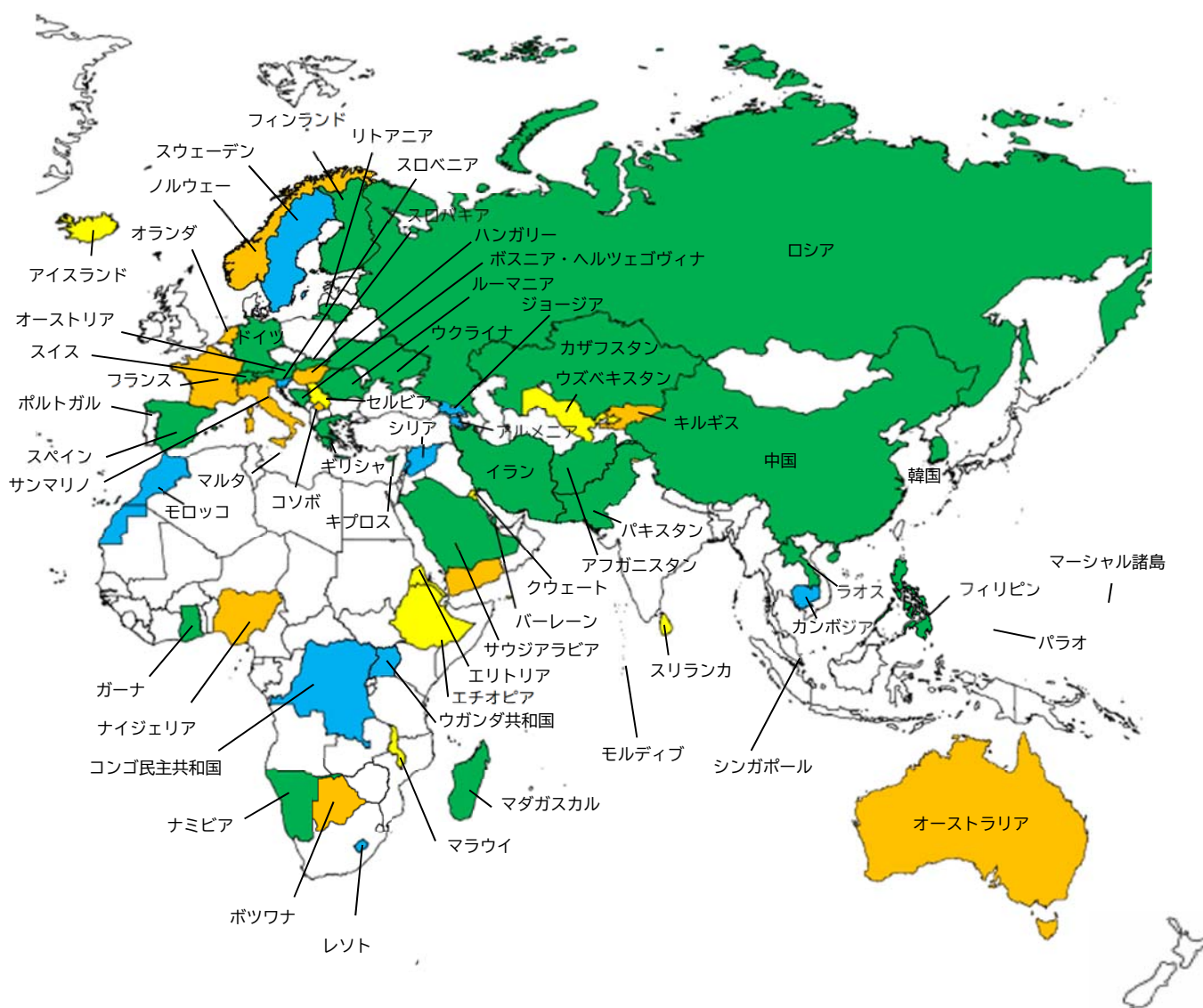


(2) 港区外国人居住者分布図（割合）

（令和5（2023）年10月1日現在）



(3) 港区内に大使館を設置する国の分布図



凡例	大使館数
芝地区	14
麻布地区	45
赤坂地区	14
高輪地区	8
芝浦港南地区	0

令和5 (2023) 年 12 月 1 日現在



6. 港区内大使館一覧

令和5（2023）年12月1日現在

No.	大使館名(五十音順)	住所
1	アイスランド大使館	高輪 4-18-26
2	アフガニスタン・イスラム共和国大使館	麻布台 2-2-1
3	アメリカ合衆国大使館	赤坂 1-10-5
4	アルゼンチン共和国大使館	元麻布 2-14-14
5	アルメニア共和国大使館	赤坂 1-11-36 Residence Viscountess#230
6	イタリア大使館	三田 2-5-4
7	イラン・イスラム共和国大使館	南麻布 3-13-9
8	ウガンダ共和国大使館	赤坂 9-6-44 乃木坂フォレスト 3 階
9	ウクライナ大使館	西麻布 3-5-31
10	ウズベキスタン共和国大使館	高輪 2-1-52
11	ウルグアイ 東方共和国大使館	芝大門 1-2-1 大門 KS ビル 7 階
12	エクアドル共和国大使館	麻布台 3-5-7 麻布アメレックスビル 8 階
13	エチオピア連邦民主共和国大使館	高輪 3-4-1 高輪偕成ビル 2 階
14	エリトリア国大使館	白金台 4-7-4 白金台 STビル 第 401 号室
15	エルサルバドル共和国大使館	西麻布 3-20-5 西麻布清美堂ビル
16	オーストラリア大使館	三田 2-1-14
17	オーストリア共和国大使館	元麻布 1-1-20
18	オランダ王国大使館	芝公園 3-6-3
19	カザフスタン共和国大使館	麻布台 1-8-14
20	カタール国大使館	元麻布 2-3-28
21	ガーナ共和国大使館	西麻布 1-5-21
22	カナダ大使館	赤坂 7-3-38
23	カンボジア王国大使館	赤坂 8-6-9
24	キプロス共和国大使館	南麻布 4-6-28 ヨーロッパハウス 4 階
25	キューバ共和国大使館	東麻布 1-28-4
26	ギリシャ大使館	西麻布 3-16-30
27	キルギス共和国大使館	三田 1-5-7
28	グアテマラ共和国大使館	東麻布 1-10-11 東麻布アベビル 4 階
29	クウェート国大使館	三田 4-13-12
30	コスタリカ共和国大使館	六本木 6-2-2 R-WEST
31	コソボ共和国大使館	西新橋 3-13-7 VORT 虎ノ門サウスビル 10 階
32	コンゴ民主共和国大使館	南青山 2-9-21
33	サウジアラビア王国大使館	六本木 1-8-4
34	サモア独立国大使館	麻布台 3-5-7 麻布アメレックスビル 5 階
35	サンマリノ共和国大使館	元麻布 3-5-1
36	ジャマイカ大使館	元麻布 2-13-1
37	ジョージア大使館	赤坂 1-11-36 Residence Viscountess#220
38	シリア・アラブ共和国大使館	赤坂 6-19-45 ホーネット・ジ・エイト
39	シンガポール共和国大使館	六本木 5-12-3
40	スイス大使館	南麻布 5-9-12

No.	大使館名(五十音順)	住所
41	スウェーデン王国大使館	赤坂 1-12-32 アーク森ビル 16 階
42	スペイン王国大使館	六本木 1-3-29
43	スリランカ民主社会主義共和国大使館	高輪 2-1-54
44	スロバキア共和国大使館	元麻布 2-11-33
45	スロベニア共和国大使館	南青山 7-14-12
46	セルビア共和国大使館	高輪 4-16-12
47	大韓民国大使館	南麻布 1-2-5
48	中華人民共和国大使館	元麻布 3-4-33
49	チリ共和国大使館	芝 3-1-14 芝公園阪神ビル 8 階
50	ドイツ連邦共和国大使館	南麻布 4-5-10
51	トンガ王国大使館	麻布台 1-9-10 飯倉 IT ビル 2 階
52	ナイジェリア連邦共和国大使館	虎ノ門 3-6-1
53	ナミビア共和国大使館	麻布台 3-5-7 AMEREX ビル
54	ノルウェー王国大使館	芝公園 3-4-30 32 芝公園ビル 9 階
55	ハイチ共和国大使館	東麻布 1-10-11 東麻布アベビル 7 階
56	パキスタン・イスラム共和国大使館	南麻布 4-6-17
57	パナマ共和国大使館	六本木 3-15-5 六本木アシャヒルズ・ビル 2 階
58	パラオ共和国大使館	東麻布 2-21-11
59	バーレーン王国大使館	赤坂 1-11-36 レジデンス・バイカウンテス 710 号
60	ハンガリー大使館	三田 2-17-14
61	フィジー共和国大使館	麻布台 2-3-5 ノア・ビルディング 14 階
62	フィリピン共和国大使館	六本木 5-15-5
63	フィンランド大使館	南麻布 3-5-39
64	ブラジル連邦共和国大使館	北青山 2-11-12
65	フランス大使館	南麻布 4-11-44
66	ボスニア・ヘルツェゴビナ大使館	南麻布 5-3-29 ガーデニアビルディング 2 階、3 階
67	ボツワナ共和国大使館	芝 4-5-10 ACN 田町ビル 6 階
68	ポリビア多民族国大使館	芝公園 3-4-30 32 芝公園ビル 802、804 号室
69	ポルトガル大使館	西麻布 3-6-6
70	ホンジュラス共和国大使館	東麻布 1-10-11 東麻布アベビル 5 階
71	マーシャル諸島共和国大使館	西新橋 3-13-7 VORT 虎ノ門 South3 階
72	マダガスカル共和国大使館	元麻布 2-3-23
73	マラウイ共和国大使館	高輪 3-4-1 高輪偕成ビル 5 階、7 階
74	マルタ共和国大使館	虎ノ門 4-3-20 神谷町 MT ビル 14 階 41～43 号室
75	モルディブ共和国大使館	麻布台 1-9-10 飯倉 IT ビル 8 階
76	モロッコ王国大使館	南青山 5-4-30
77	ラオス人民民主共和国大使館	西麻布 3-3-22
78	リトアニア共和国大使館	元麻布 3-7-18
79	ルーマニア大使館	西麻布 3-16-19
80	レソト王国大使館	赤坂 7-5-47 U&M 赤坂ビル 1 丁目 1 階、3 階
81	ロシア連邦大使館	麻布台 2-1-1

7. 関連計画等一覧

計画名	計画期間	内容
港区まちづくりマスタープラン	平成 29 年度～令和 18 年度	都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。
港区地域防災計画	—	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。
港区文化芸術振興プラン	令和 3 年度～令和 8 年度	「多様な人と文化が共生し文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界に開かれた『文化の港』」を将来像とし、誰もが文化芸術を通じて心ゆたかで潤いのある生活を送ることができる社会をめざす計画です。
港区観光振興プラン	令和 6 年度～令和 8 年度	都市観光のあり方や観光事業の体系的整理、推進体制、経済効果等を検討し、観光振興による商店街や中小企業、商業と産業の活性化をめざす基本的な方向性を示す計画です。
港区地域保健福祉計画	令和 3 年度～令和 8 年度	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉その他の福祉の各分野の共通的な事項や、健康づくり・保健に関する事項等の地域保健福祉施策を総合的に定めた計画です。「港区高齢者保健福祉計画」、「港区障害者計画」など、関係する計画を一体的に改定・策定するものです。
港区子ども・子育て支援事業計画	令和 2 年度～令和 6 年度	幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制の確保を計画的に推進することを目的とした計画です。
港区スポーツ推進計画	令和 3 年度～令和 8 年度	区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と今後のスポーツ施策の基本的な方向性を示した計画です。
港区立図書館サービス推進計画	令和 3 年度～令和 8 年度	あらゆる人の生涯を通じたゆたかな学びを支える図書館を実現するため、今後の図書館サービスの基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。
港区学校教育推進計画	令和 3 年度～令和 8 年度	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。
港区男女平等参画行動計画	令和 3 年度～令和 8 年度	あらゆる分野・施策に男女平等参画・女性活躍の視点を反映させ、全ての人が性別等にとらわれず自分らしくゆたかに生きることのできる男女平等参画社会の実現に向けた計画です。

港区ホームページ



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区



区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



刊行物発行番号 2023247-3215

港区国際化推進プラン（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）
令和5（2023）年度改定版

令和6（2024）年3月発行

発行 港区

編集 港区産業・地域振興支援部 国際化・文化芸術担当

住所 東京都港区芝公園1-5-25

電話 03-3578-2111（代表）